

平成20年7月14日

国土交通省 港湾局

## 「平成20年度特定港湾施設整備事業基本計画」について

平成20年7月15日の閣議で、港湾整備促進法に基づく、「平成20年度特定港湾施設整備事業基本計画」が承認される予定でありますので、お知らせ致します。

なお、特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債（公営企業債）により資金を調達し実施する事業であり、毎会計年度、基本計画を閣議決定することにより、政府資金が融通されるものであります。

問い合わせ先

国土交通省 港湾局 振興課 益留、西岡

TEL:03-5253-8111 (内線46-452)

03-5253-8673 (直通)

## 平成20年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た基本計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府は必要な資金の融通に努めることとなる。

### ○ 平成20年度 特定港湾施設整備事業基本計画

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
上屋	棟	14	2,260	釧路、千葉、清水、舞鶴、境、下関、志布志、 中城湾 (以上 8港)
荷役機械	基	17	4,938	釧路、仙台塩釜、新潟、伏木富山、敦賀、舞鶴、 大阪、徳山下松、今治、下関、博多、大分、志布志 (以上 13港)
ふ頭用地	千㎡	881	26,058	釧路、苫小牧、根室、函館、留萌、八戸、大船渡、 石巻、仙台塩釜、相馬、小名浜、常陸那珂、鹿島、 千葉、木更津、横浜、新潟、七尾、金沢、敦賀、 福井、内浦、清水、三河、名古屋、津松阪、四日 市、舞鶴、堺泉北、大阪、神戸、姫路、尼崎西宮 芦屋、境、西郷、水島、呉、福山、徳山下松、 岩国、宇部、徳島小松島、八幡浜、新居浜、高松、 下関、荏田、三池、北九州、博多、伊万里、厳原、 瀬戸、中津、別府、佐伯、臼杵、志布志、川内、 西之表、中城湾、那覇、平良、石垣 (以上 64港)
貯木場	箇所	1	60	伏木富山 (以上 1港)
港湾機能施設整備事業 小計			33,317	
都市機能 等用地	千㎡	529	19,296	留萌、青森、常陸那珂、日立、敦賀、清水、御前 崎、舞鶴、堺泉北、阪南、大阪、姫路、水島、 広島、尾道糸崎、栗津、高知、徳島小松島、下関、 荏田、北九州、博多、志布志、那覇、中城湾 (以上 25港)
工業用地	千㎡	41	377	八戸、高松、宿毛湾、北九州 (以上 4港)
臨海部土地造成事業 小計			19,673	
合計			52,990	

(特定港湾施設整備事業とは)

特定港湾施設整備事業は、地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

① 港湾機能施設整備事業

港湾機能施設整備事業は、港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するものである。

② 臨海部土地造成事業

臨海部土地造成事業は、港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、一般的都市機能等の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの都市機能等用地及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するものである。

特定港湾施設整備事業概念図

